

計画書

むつ都市計画用途地域の変更（むつ市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	そ の 他 び 考
第一種低層住居専用地域	約 528 ha	8/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	
第一種中高層住居専用地域	約 214 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
第二種中高層住居専用地域	約 21 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
第一種住居地域	約 324 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
第二種住居地域	約 124 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
準住居地域	約 48 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
近隣商業地域	約 58 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
商業地域	約 36 ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
準工業地域	約 97 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
工業地域	約 31 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
工業専用地域	約 135 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
合計	約 1,616 ha						

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

当地区は、むつ市都市計画マスタープランにおいて、金谷公園の機能強化によりコンパクトシティにおける拠点形成を図ることや、むつ総合病院の機能を維持するとともに、高度医療機能の集積を図ることとした都市施設整備の方針が定められている。また、むつ市立地適正化計画では、都市機能誘導区域に位置づけられている。

当地区では、今後、大学キャンパス、認定こども園及びむつ総合病院新病棟の整備が予定されており、既存の金谷公園、下北文化会館、小学校及びキッズパーク等と合わせ、当市における賑わいや交流の拠点としての新しいまちづくりを進めることとしている。

このことから、むつ市都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づくまちづくりの推進及びエリアの魅力を高めるため、用途地域を変更するものである。